

第 82 号

熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
熊本県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年熊本県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

第8条第1項第3号中「第52条第4項及び」を「第52条第4項及び第5項並びに」に改める。

附 則

この条例は、令和3年6月9日から施行する。

（提案理由）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。